

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当組合における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当組合所定の入金伝票および通帳等とともに当組合所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 複数の入金袋を夜間金庫に投入するときは、1個ずつ投入してください。
- (3) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、入金袋1個につき「受領証」（以下「レシート」という。）を1枚受け取ってください。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当組合から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

利用者の申出により、短期間の契約を定めることができるものとします。

4. (使用料)

- (1) 夜間金庫の使用料は、当組合所定の金額を年払いまたは月払いにより、予め指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。使用料の引落日は、年払いは毎年4月15日、月払いは毎月15日とし、休日と重なる場合は翌営業日の引落しとします。
- (2) 当初申込の使用料は、年払いの場合、申込の月から最初に到来する当該年度末までの使用料を月割にて計算した金額を支払ってください。
月払いの場合は、月の途中の契約であっても該当月分の使用料を支払ってください。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降の使用料徴求日から適用します。
- (4) 夜間金庫の預入時に使用する「夜間金庫専用お預入れ票綴」の発行手数料を新規契約時に別途支払ってください。再交付する場合も同様とします。
- (5) 年払いの場合で、期の途中に解約があった場合は、解約日の翌日から起算して残存月数分を月割にて算出し返戻します。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当組合はその責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 金庫投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失・毀損)

金庫投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。なお、この場合、修理または再製に要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、金庫投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ、損害が生じても当組合は責任を負いません。

10. (解約等)

この契約は、本人または当組合の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、金庫投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。

11. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上